

高知県福祉事業財団
令和6年度 事業計画書

I 基本方針

新型コロナウイルスの感染拡大により制限されていた社会経済活動は、昨年5月からの5類移行により感染拡大前に戻りつつありますが、新たな変異株の発生は続いており、季節性インフルエンザの流行とも相まって、状況に応じた適切な対応が求められています。

子どもたちを取り巻く状況としては、児童虐待の相談件数は22万件近くを数え、過去最多が続いています。また、痛ましい児童虐待死事案も相次いで報道されるなど、地域社会において子育てに困難を抱える世帯が顕在化し、厳しい状況が続いています。

このような状況を受けて本年4月から施行される改正児童福祉法では、児童虐待予防に向けた子育て世帯に対する包括的な相談支援体制の強化・事業の拡充をはじめ、一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援や困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上、施設退所後の自立支援の強化、子どもの権利擁護を図るための意見聴取等の仕組みの整備等が推進されることとなります。

このような国の動向等を的確に把握し対応できるよう、専門的な知識や技術を身につけた職員の育成とともに、児童虐待など不適切な養育が起きない職場環境作りや的確な感染防止対策などにより、児童の安全・安心を第一に各種事業に取り組んでまいります。

児童養護施設においては、各施設の「社会的養育推進計画」に基づき、より家庭に近い養育環境のもと、専門性を活かした家庭支援・里親委託の推進、在園児はもとより措置解除後の児童への生活支援・自立支援を行うとともに、愛童園においては、児童家庭支援センターの7月からの開設を進めるなど高機能化・多機能化に取り組んでまいります。

母子生活支援施設では、令和4年度に策定した中・長期ビジョンを踏まえ、利用者の主体性を尊重し、関係機関と連携を密にしながら支援体制の充実を図ってまいります。また、児童福祉法改正に伴い新設・拡充される地域のひとり親家庭等を支える事業の実施について検討するとともに、令和7年度実施予定の施設改修（防水・塗装工事等）に向けた準備も進めます。

保育所では、子どもの豊かな育ちと保護者の子育てを支える保育を基本として、「子どもの主体性」を大切にされた保育の実現に向け、子どもが自ら考えたり、選んだりして“自分らしさ”を表現できるような関わりを目指して保育を進めてまいります。また、子ども人口が急速に減少するなか、地域との連携を密にし、地域に根差した魅力ある施設であることを発信するなど園児数の確保に積極的に取り組むとともに、ICTによる効率化及び業務や支出の見直しなどによる経営改善により、安定した運営基盤の確立に努めます。

これからも、児童福祉の基本理念のもと、各施設の重点目標に役職員一丸となって取り組んでまいります。

II 各施設

1 児童養護施設 子供の家

【重点目標】

- (1) 児童の権利擁護
- (2) 児童の養育・支援
- (3) 家庭支援と自立支援の強化
- (4) 事故防止と危機管理
- (5) 家庭的養育の推進
- (6) 関係機関連携と地域支援
- (7) 職員の資質と施設運営の向上

(1) 児童の権利擁護

ア 社会的養護が「こどもの最善の利益」を目指すことであることを認識し、その目的達成のため施設の機能強化と日々の養育力・支援力の向上を図る。

(2) 児童の養育・支援

ア 心理的ケアが必要な児童が半数を超えており、アセスメントに基づいた自立支援計画を策定し、個に応じた養育の手立てや環境を整える等施設全体で心理的ケアに取り組む。

イ ボランティアや学習塾等を活用し、児童にあった学習支援を行う。

ウ 各関係機関や家庭と連携し、退園時の支援の充実を図る。

(3) 家庭支援と自立支援の強化

ア 家庭支援専門相談員が中心となり、児童相談所と連携し親子関係再構築支援を行う。

イ 自立支援担当職員を配置し、退所後の自立を見据えた総合的な支援に取り組む。

ウ 児童自立生活援助事業等を活用し、措置解除後の者に対して必要な支援を継続して行う。

(4) 事故防止と危機管理

ア 防災対策マニュアル等に基づく消火、避難、防災訓練を定期的を実施する。

イ BCPに基づき非常時（発災時）の対応の周知徹底及び職員研修を行う。

ウ 新型コロナウイルスをはじめとする各感染症の感染防止に努める。

(5) 家庭的養育の推進

ア 「社会的養育ビジョン」に基づく、高知県計画及び子供の家の計画のもと、施設の多機能化・高機能化への取り組みを推進する。

イ 可能な限り家庭的な養育環境の形態とするため、施設の小規模化・地域分散化を目指す。

(6) 関係機関連携と地域支援

ア 地域の関係組織との連携のもと、地域活動に参加し情報の収集と福祉ニーズの把

握に努める。

イ 学校や関係自治体との連携の機会を設け、地域貢献策の具体的な検討を行う。

ウ ショートステイの積極的な受託により地域の子育てを支援する。

(7) 職員の資質と施設運営の向上

ア 児童及び家庭へより専門性の高い支援ができるように、体系的・計画的な研修を行い職員の資質向上を図る。

イ 第三者評価及び自己評価の結果を受けて、施設としての課題を明確にするとともに改善に取り組む。

★入所児童数

施設名	定員	R 6 年 4 月 1 日現在児童数(自立生活援助事業による5名含む)					
		幼児	小	中	高	他	合計
子供の家	70(50)	3	17	6	13	1(措置延長) 5(自立支援)	45

※ () は暫定定員

施設名	各年度平均児童数				
	R 5 年度	R 4 年度	R 3 年度	R 2 年度	R 元年度
子供の家	4 3	4 4	4 5	4 5	4 6

★職 員 数

	園長	児童 指導員	保育士	書記	栄養士	調理 員等	心理士	看護師	嘱託医	計
R5. 4. 1 現在	1	12	17(1)	1	1	3(1)	1	1	(1)	37(3)
R6. 4. 1 現在	1	13	17(1)	1	1	3(1)	1	1	(1)	38(3)

※ () は非常勤及びパート職員

1-2 児童自立生活援助事業Ⅱ型 子供の家 (令和6年度新規事業)

さまざまな課題を持つ児童等が自立した生活を営むことができるよう、それぞれの心身の状態や置かれている状況に応じて、安全な住環境の確保や安心できる人間関係作りに配慮しつつ、適切な援助及び生活支援等を行う。

今年度当初は利用者4名で事業をスタートし、年度中に就労等が見込まれる1名を追加し事業を進める予定である。

- (1) 利用者に対し、就業への取り組む姿勢や職場の人間関係等就労に関する相談に応じるなどの支援を行うとともに、安定した職業に就かせるための支援を行う。
- (2) 利用者に対し、対人関係、健康管理、金銭管理、食事等の日常生活に関すること。その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助・指導を行う。
- (3) 利用者の家庭の状況に応じた家庭環境の調整を行う。
- (4) 利用者の意見又は意向、利用者の状況等を勘案して、その自立を支援するための自立支援計画を策定する。
- (5) 児童相談所や必要に応じて市町村、公共職業安定所、医療機関等の関係機関との連携を図る。
- (6) 当事業の利用終了後も、定期的に日常生活、職場環境、金銭面等での相談に応じ、自立した生活が良好に送れるよう支援する。

★ 入居定員及び職員構成

- ① 入所定員 5名以内
- ② 職員構成 統括管理者(児童養護施設子供の家施設長が兼務) 1名
管理者(指導員兼務可) 1名
指導員(養育者) 1名以内
補助員 1名以内

2 児童養護施設 愛童園

2-1 児童養護施設 愛童園

【重点目標】

- (1) 児童の権利擁護
- (2) 児童の養育・支援
- (3) 家族支援と自立支援の強化
- (4) 事故防止と安全対策
- (5) 社会的養育の推進
- (6) 関係機関連携と地域支援
- (7) 職員の資質と施設運営の向上

(1) 児童の権利擁護

- ア 児童の権利擁護に向けた取り組みを推進し、「子どもの最善の利益」の実現に向け、日々の養育・支援で実践する。
- イ 児童らの個別の意見、要望を傾聴するなど、児童の意見表明・参加の機会を保障する。

(2) 児童の養育・支援

- ア 被虐待経験や障害など様々な課題を抱えた児童に対して、処遇職員会やブロック会でのケース検討や情報共有により、児童の養育・支援に施設全体で取り組む。
- イ 児童の能力に応じた日々の学習を支援し学業の継続を促すとともに、児童の意思を尊重した上で、学校や関係機関と連携した進学先の選定や志望校への合格を目指す。

(3) 家族支援と自立支援の強化

- ア 家庭支援専門相談員を窓口として、児童と家庭の関係再構築のために、面会、外出、一時帰宅などを児童相談所とも協議しながら積極的に支援する。
- イ 自立支援担当を中心として、自立に向けた情報を児童に提供し、希望の実現を目指すとともに、退園後の児童の支援にも取り組む。

(4) 事故防止と安全対策

- ア マニュアルに基づき事故・感染症の予防に努め発生時など緊急時の対応に備える。
- イ 防災対策マニュアル、消防計画等に基づく消火、防災訓練を定期的実施する。
- ウ 日頃より防犯、交通安全の意識を徹底し事故防止に努める。

(5) 社会的養育の推進

- ア 令和2年9月に策定した愛童園社会的養育推進計画に基づき、家庭的養育環境を充実させるとともに、多機能化の取り組みとして児童家庭支援センターあいどうの7月開設に向けた準備を進める。
- イ 里親委託を推進するとともに、里親家庭のレスパイトケア、交流や相談業務、実

習受入れなどの支援に取り組む。

(6) 関係機関連携と地域支援

- ア 要保護児童対策地域協議会等への参加による地域の子どもや子育て世帯の情報共有に努め、ショートステイの受入れなども行っていく。
- イ 学校教員・SC・SSWや児童相談所等の関係機関と連携の機会を設け、具体的な取り組みや事例検討を行う。
- ウ 香南市地域貢献連絡協議会、香南市人権教育研究協議会、香南市補導センター運営委員会などへの参加を通じて、地域課題の把握や解消に協働して取り組む。

(7) 職員の資質と施設運営の向上

- ア 外部研修に積極的に参加させるなど、職員の状況に応じた研修計画を作成しキャリアアップを推進する。
- イ 園内研修の充実を図り、組織として専門的な知識習得に取り組む。

★入所児童数

施設名	定員	R6年4月1日現在児童数					
		幼児	小	中	高	他	合計
愛童園	25 (-)	1	11	4	4	0	20

※ () は暫定定員

施設名	各年度平均児童数				
	R05年度	R04年度	R03年度	R02年度	R01年度
愛童園	22	23	23	22	21

★職員数

	園長	児童指導員	保育士	書記	栄養士	調理員等	心理士	嘱託医	計
R06.4.1 現在	1	4	16	1	1	3(1)	1	(1)	27 (2)
R05.4.1 現在	1	5	14	1	1	3(1)	1	(1)	26 (2)

※ () は非常勤及びパート職員

2-2 児童家庭支援センターあいどう（令和6年7月開設予定）

地域で保護者が安心して子育てができるよう、地域の児童福祉に関する様々な問題につき、児童、家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言や支援を行う。また、保護を要する児童やその保護者に対する指導を受託し、あわせて児童相談所、市町村、児童福祉施設等との連絡調整を総合的に行い、地域の児童・家庭福祉を推進する。

今年度は、開設年度ということで、センターの周知に向け、関係機関への働きかけを行い、連携関係の構築を最重要課題として以下の取り組みを進める。

（1）地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

（2）市町村の求めに応ずる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。

（3）県又は児童相談所等からの受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童（18歳到達後も継続的な指導措置が必要な者を含む。）及びその家庭について指導措置を受託して指導を行う。

（4）里親等への支援

里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。

（5）関係機関等との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、保健所、市町村保健センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

（6）子育て支援事業等

ショートステイ、一時保護の窓口として連絡調整を行い、本体施設と連携しながら受け入れを行う。

（7）広報活動

ホームページの更新やパンフレットなど、センターの広報資料を作成する。

また、市町村の要保護児童対策協議会のメンバーとして参加できるよう、周辺市町村への働きかけを行っていくなどセンターの周知に向けた活動を行う。

★職員数

センター長（児童養護施設愛童園施設長が兼務）

相談支援員2名

嘱託心理士1名

3 母子生活支援施設 ちぐさ

3-1 母子生活支援施設 ちぐさ

令和4年度に策定した中・長期ビジョンに基づき、以下の項目について、引き続き重点的に組んでいく。

【重点目標】

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 利用者の安心・安全の確保
- (3) 自立促進のための支援の提供
- (4) 子どもが健やかに育つための支援の提供
- (5) 地域のひとり親家庭等を支えるための役割の発揮
- (6) 職員の専門性と資質の向上
- (7) 施設運営の向上

(1) 基本的人権の尊重

利用者の基本的人権を尊重するとともに、支援サービスの提供にあたっては、利用者の主体性を尊重する。

- ア 職員に対する人権教育の充実
- イ 苦情解決体制の充実

(2) 利用者の安心・安全の確保

利用者の様々な不安に向き合うとともに、近い将来発生が予測される南海トラフ地震や新型コロナウイルス感染症などの感染症に対して、必要な対応や訓練等を行う。

- ア スーパーバイザー及び常勤心理士によるカウンセリング体制の充実
- イ 南海トラフ地震を見据えた実践的避難訓練の実施

(3) 自立促進のための支援の提供

自立に向けた過程において、利用者の意向を尊重しながら目標の設定を行い、切れ目のない支援を提供する。

- ア 効果的な自立支援計画を目指し導入した PDCA サイクルの充実
- イ 福祉事務所と連携した就労支援の充実

(4) 子どもが健やかに育つための支援の提供

子どもの特性を十分に理解し適切な支援を行うとともに、家族間の課題等を見極めながら、良好な関係が構築できるよう親子関係の調整を図る。

- ア 関係機関とのケースカンファレンス開催等による支援内容の随時見直し
- イ 子どもの自立に繋がる学習機会の確保方法の検討

(5) 地域のひとり親家庭等を支えるための役割の発揮

令和6年4月に施行となる改正児童福祉法の動向等を見極め、これまで培ってき

たノウハウを活用して、地域社会における「切れ目のない支援」の実現に貢献する。

ア 児童福祉法改正に伴い新設・拡充される事業の実施検討

イ 子育て短期支援事業の実施体制の検討

(6) 職員の専門性と資質の向上

職員一人ひとりの専門性を高め、その資質の向上を図ることなどを目的に令和4年度に策定した人材育成方針に基づき各取組を進めていく。

ア 導入した主任制、チーム制の充実による OJT の推進強化

イ 職員の知識や意識の向上に繋がるケースカンファレンスの積極的な開催

(7) 施設運営の向上

利用者をはじめ利用者決定の権限を有する福祉事務所等の負託に応えられるよう信頼性の高い施設をめざす。

ア 安定的な利用者の確保に向けた行政機関等への周知強化

イ 令和7年度実施予定の施設改修（防水・塗装工事等）に向けた事前準備

★入所世帯数／入所人員数

施設名	定員	R 6 年 4 月 1 日 現在 入所者数					
		幼児	小	中	高	母親	合計
ちぐさ	27(-) 世帯	12	10	5	7	23	57

※ () は暫定定員

施設名	各年度平均入所者数				
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
ちぐさ	20 世帯/50 人	22 世帯/53 人	23 世帯/55 人	23 世帯/55 人	24 世帯/59 人

★職 員 数

	施設長	母子 支援員	少年 指導員	個別対 応職員	保育士	心理士	宿直 職員	嘱託医	計
R6. 4. 1 現在	1	3	3	1	1	1	(1)	(1)	10(2)
R5. 4. 1 現在	1	4	3	1	1	1	(1)	(1)	11(2)

※ () は非常勤職員

3-2 子育て支援センター あい

地域で保護者が安心して子育てができるように、子どもたちが生き生きと健やかに成長していく手助けや保護者が少しでも子育てを楽しめるように支援をしていく。

(1) 楽しく遊べる環境設定や親子の交流の場の提供と交流の促進

ア 部屋やテラスで親子が遊び、友だちと関わりながら自由に遊具等で遊べるように環境を設定する。安全面・衛生面には特に配慮する。

イ 絵本の読み聞かせや、リズム遊び、ふれあい遊び、手遊びなどを密にならないよう注意を払い、一緒に遊ぶ心地よさを親子で体験してもらう。

ウ 職員は親子の気持ちに寄り添い、孤立しないよう仲立ちをする。

エ 安心して遊べるように、室内や遊具の安全管理や衛生管理を行い、湿度や換気に気掛け引き続き感染症の予防に努める。

オ 重層的支援体制整備事業実施により、地域づくりに向けた地域支援を計画実施していく。

(2) 子育て等に関する相談・援助の実施

ア 2名の保育士が、来所利用者の個々の思いや相談に対応する。また、電話やネットでの相談にも応じる。

イ 利用者が互いに助け合い、気軽に相談や情報交換をしあえる仲間づくりができるように支援し、環境づくりにも気掛ける。

ウ 妊娠時から継続して利用しやすいように引き続き妊婦への啓発を積極的に行っていく。

(3) 地域の子育て関連情報の提供

ア 月1回の子育て通信「あい」の発行、ホームページや Instagram、こうちプレマ net、web ほっとこうち等の活用で、地域へ情報を発信する。

イ 地域からの子育て情報は、利用者に提供できるよう掲示及び配布を行う。タイムリーな情報も周知していきながら、Instagram も利用してもらう。

(4) 月1回以上の子育て及び子育て支援の講習等の実施

ア 毎月の育児講座(手作り・お花遊び・よちよちランド・研修会)や育児相談・離乳教室・妊婦さんいらっしやい等を計画実施する。

イ 毎月の誕生会・身体測定や行事的なものも工夫して開催する。

ウ 町内会や民生委員に協力を仰ぎ、地域にも参加してもらえる形づくりを行う。

(5) 地域子育て支援活動の実施

ア 他の子育てサークルとの交流や情報の共有、また、出張支援を行っていく。

イ 重点的な支援が必要な場合は関係機関と連携・協力し地域への家庭訪問等を行う。

ウ 近隣の幼稚園や保育園と情報の交換や情報提供・来所などを計画し交流していく。

★職員数

保育士2名（主任子育て支援員1名、子育て支援員1名）

4 保育所 丸の内保育園

【 保育目標 】

- (1) 共に育ち学びあう保育
- (2) 健康な子ども、明るい子ども、思いやりのある子ども

【 重点目標 】 子どもの豊かな育ちと保護者の子育てを支える保育に努める

- (1) 子どもの養護・教育
- (2) 保護者の子育て支援、家庭支援の強化
- (3) 安全活動と防災活動
- (4) 職員の資質向上
- (5) 施設運営の向上

(1) 子どもの養護・教育

- ア 一人ひとりを大切にされた保育を行い、主体性を育んでいく。質の高い養護、教育により子どもの育ちを保障する。
- イ 遊びや多様な生活体験の積み重ねにより、豊かな感性・思考力を養い、生きる力の基礎をつくる。
- ウ 乳児から幼児まで発達の連続性に配慮し、その後の教育の基礎を培う。
- エ 保幼小の接続、連携を強化する。

(2) 保護者の子育て支援、家庭支援の強化

- ア 乳児保育、特別支援保育、ひとり親世帯の子育て等保護者の多様なニーズに沿った保育サービスの向上と情報の提供をする。
- イ 世代間交流事業、異年齢交流事業、園庭開放等保育所地域活動事業を実施する。
- ウ 職員間の連携を図り子育てに関する相談、家庭環境に対する積極的な支援をする。
- エ 保護者の就労支援の為、早出、居残り、延長保育、土曜午後保育を実施する。

(3) 安全活動と防災活動

- ア 津波・洪水避難計画に基づいた避難訓練や防災活動に積極的に参加する。
- イ 防災対策、マニュアル等に基づく実践、不審者対応等、様々な状況や想定をふまえた訓練を実施する。
- ウ AED を設置し、救急救命講習を取り入れ、職員が緊急時の対応に備える。

(4) 職員の資質向上

- ア 職員の体系的・計画的な研修や職員の自己研鑽等を通じキャリアパスにつながる専門性の習得、向上を図る。
- イ 子ども子育て支援制度に関する研究を深め、質の高い保育実践に努める。
- ウ 多様な保育、教育、子育て支援に必要な専門知識、実践の習得に向けた研修を積極的に取り入れる。

エ 不適切な保育等を未然に防止するため、セルフチェックリストを用いて自身の対応の振り返りを行い、子どもを尊重する保育を実施し、保育者としての質の向上に努める。

(5) 施設運営の向上

ア 一人ひとりがしたい遊びをじっくりできる環境をつくり、子どもの主体性を大切にしたい保育を進めていく。また、日頃の保育や行事を通して異年齢児交流の機会を持ち、さまざまな年齢の子どもたち同士のふれあいも大切にしていきたい。園庭、屋上広場、近隣の公園など、のびのびからだを動かせるよう戸外遊びを充実させていく。

イ 子育てに関する相談支援体制の構築により、地域の子育て支援を充実させ、地域の児童民生委員との連携も図り、保護者支援を強化すべく取り組みの展開を図る。

ウ 保護者に写真掲載の許可をとったうえで、保育の様子を伝えるために、降園時玄関に写真を掲示したり、月末のクラスだよりで子どもたちの成長をより分かりやすく知らせたり、ホームページ内のブログを活用し、保育の様子を気軽に見られるようにしている。

エ 園だよりなど一斉のお知らせは、保護者に LINE で送り、ペーパーレス化を図るとともに、連絡がスムーズに行えるようにしていく。

★入所児童数

※1次募集時点：人数の変更有

施設名	定員	R 6年4月1日現在児童数						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
丸の内保育園	90名	1	11	16	18	15	19	80

施設名	各年度平均児童数				
	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度	H31年度
丸の内保育園	100	107	98	97	105

★職員数

	園長	保育士	保健師	調理員	用務員	パート	嘱託医	計
R6.4.1 現在	1	14	1	2	1	(5)	(2)	19(7)
R5.4.1 現在	1	17	1	2	1	(7)	(2)	21(9)

※ () は非常勤及びパート職員

◇ 特別支援加配保育士・・・1名 (D配置)

◇ 嘱託医内訳 (歯科医1名・内科医1名)

5 保育所 三里保育園

【保育目標】

- (1) 健康な子ども
- (2) 考える子ども
- (3) 遊ぶ子ども

【重点目標】 子どもの豊かな育ちと保護者の子育てを支える保育に努める。

- (1) 子どもの養護・教育
- (2) 保護者の子育て支援、家庭支援の強化
- (3) 安全活動と防災活動
- (4) 職員の資質向上
- (5) 施設運営の向上

(1) 子どもの養護・教育

- ア 乳児保育、特別支援保育等、保護者の多様なニーズに沿った保育をする。
- イ 一人ひとりを大切にしたい保育を行い、質の高い養護、教育により子どもの育ちを保障する。
- ウ 園児の体力づくりの為に体操指導を行う。また、英語講師により異文化への関心も持たせる。
- エ 保幼小の接続、連携を強化する。
- オ 虫歯予防の為にフッ素洗口と歯ブラシ指導をする。
- カ 感染症予防の為に、手洗いうがいを徹底させ、流行している感染症に応じた消毒薬を使用し、環境整備や備品・おもちゃの消毒をする。
- キ 施設慰問や地域活動事業、世代間・異年齢交流を行う。

(2) 保護者の子育て支援、家庭支援の強化

- ア サービスの向上と情報の提供をする。
- イ 園庭開放等保育所地域活動事業を実施する。
- ウ 職員間の連携を図り、子育てに関する相談、家庭環境に対する積極的な支援をする。時には専門機関と密に連絡を取り、支援に繋げていく。
- エ 保護者の就労支援の為に、早出・居残り、土曜午後保育、延長保育を実施する。

(3) 安全対策と防災活動

- ア 地域の中学校との合同訓練や自園の津波避難訓練計画に基づいた避難訓練、また防災活動を実施する。
- イ 防災対策、マニュアル等に基づく実践、不審者対策等様々な想定をふまえた訓練を実施する。
- ウ 園児の欠席・遅刻・早退などは、タブレットと視認との二重チェックを行い、出欠確認の漏れが無いよう確実にを行う。
- エ 園外保育などの際は、人数確認を徹底する。
- オ インシデント・アクシデントレポートは、集計し、事故の起こりやすい時間帯や

状況の把握を行う。また、園内研修で事例検討を行い、再発防止に努める。

(4) 職員の資質向上

- ア 保育士の資質水準向上の為、専門知識の習得に向けた研修に参加、また、援助技術の向上に努める。
- イ 職員間の連携強化、情報・知識の共有を図るため、職員会・園内研修は毎週行う。また、内容の充実した会の運営が出来るよう努める。

(5) 施設運営の向上

- ア ICT や園のホームページを活用し、業務の効率化（写真販売や保育計画立案など）や園の情報配信を行う。
- イ 時代に合わせた保育、働き方の改革を進めるために、既存のマニュアルの見直しを行う。
- ウ 地域の子ども人口が減少する中でも保護者に選んでもらえる魅力的な園となるよう、保護者のニーズの把握に努めたり、地域住民への声掛け、事業所へのポスター掲示等勧誘にも力を入れて、施設運営に活かしていく。

★入所児童数

施設名	定員	令和6年4月1日現在児童数						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
三里保育園	60名	1	5	7	10	13	9	45

施設名	各年度平均児童数				
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
三里保育園	55	61	69	77	84

★職員数

	園長	保育士	看護師	調理員	用務員	パート	嘱託医	計
R6.4.1 現在	1	7	1	2	0	(2)	(2)	11(4)
R5.4.1 現在	1	7	1	2	0	(3)	(2)	11(5)

※ () は非常勤及びパート職員

◇ 嘱託医内訳（歯科医1名・内科医1名）